

令和4年第2回守山市農業委員会総会議事録

第2回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年2月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第6号～議第9号

議第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第7号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第8号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第9号 守山南部土地改良区に係る土地改良事業へ

の参加資格の申し出に対し、承認を求める
ことについて

報告第 5 号～報告第 9 号

報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による 8
出の報告について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による 8
出の報告について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告
について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 9 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 8 下村 耕 | 9 戸田 守晃 |
| 10 山本 麻紀代 | 11 園田 耕三 | 12 寺田 英子 |
| 13 秋山 新治 | | |

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井	友宏
書記	主幹	西村	拓也
書記	指導員	井上	俊明
農政課	課長	水原	正純
農政課	主事	佐薙	由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 2 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和4年第2回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件2件、その他案件2件、報告案件5件の合計9件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員および●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

3番 林 茂一 委員

4番 石田 達男 委員 を指名いたします。

○議 長 (第7条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第6号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第6号 農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 6 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 6 号につきま
して提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 6 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をする事に決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第7号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 7 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1 件でございます。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 23 平方メートルの畑と同じく〇〇 〇〇〇番〇 598 平方メートルの現況・畑の 2 筆です。

譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は 草津市〇〇町〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は
売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面

積は、108.2 アール、通作距離は 5.6 キロメートルです。

こちらの件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件については、農地所有適格法人であるため該当しません。第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 7 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●● ●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

変形した農地ではありますが、譲り受け人の所有する隣接地となりますので、より一層の作業効率が図られるものと思われま

す。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第8号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第8号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 8 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 5 ページからとなります。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番の案件です。（位置図 P 5、6）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 198 平方メートル、自作の畑で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買。事由は資材置場で、既存の資材置場の拡張です。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農

地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P 7、8)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 446 平方メートル、自作の畑で、貸人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。借人は、栗東市〇〇〇〇〇番地〇〇〇号〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は分化住宅です。〇〇さんの〇〇さんの実家近くに建てられるもので、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第8号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件は、現在畑として利用されていますが、譲り渡し人は高齢でもあり後継者も居ないことから、今回の売買になりました。この土地の周辺では資材置場が散在しており、問題は無いと思います。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議 長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●●委員

2 番の案件の譲り渡し人は、○○で一人住まいでありましたので、○○さんが○○の近くに住みたいとのことから、今回の転用になります。問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

1 月 2 5 日に●● ●●委員と事務局とともに現場を確認しました。

1 番は、西側に農地が隣接していますが、営農に支障が

無いようにお願いしました。

2番は、東側で農地と隣接していますが、こちらについても隣接の農地に支障が無いと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第9号を議題といたします。書記に議件の朗読

をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 9 号 ○○○○土地改良区に係る土地改良事業への参加資格の申し出に対し、承認を求めることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 9 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず最初に、今回の申出人は土地の所有者でありまして、そして、この申出人の中に委員の方がおられますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により「議事参与の制限」の対象（その議事に参与できないこと）となりますので、よろしくお願いいたします。

土地改良法の規定では、土地改良事業に参加する資格は所有権に基づき耕作する者、または、農地を借り受けて耕作する者となっておりますが、同法第 3 条第 2 項により、農地を貸し出している場合でも、その土地の所有者が土地改良事業に参加する旨の申し出を行い、その申し出を農業

委員会が承認した場合は、所有者が土地改良事業に参加する資格を持つこととなります。

今回の申し出は、P23～P30 に概要（抜粋）として付けさせていただいています県営〇〇〇〇地区土地改良事業に際し、土地所有者からの土地改良事業に参加する旨の申し出でございまして、計 502 件（人）1261 筆ということで、P1 から P21 までの一覧表に 対象となる農地と、その所有者ならびに耕作者をまとめてございます。

今回の申し出により、今回、新規の土地改良事業に係る負担金は土地の所有者が負担するということになります。

所有者が参加することが土地改良事業の円滑な推進と管理運営に資することとなるなど、土地改良事業の目的に照らして妥当と認められますことから、今回の申し出を承認することは相当と考えるものでございます。

以上で、議第 9 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、議題となっています議第 9 号のうち、5 ページの〇〇〇番から〇〇〇番の 3 筆が農業委員の関与案件になります。

この案件を先議案件といたしますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項「議事参与の制限」の規定によ

り、●番●● ●●委員の退席となりますので、よろしく
お願いいたします。

(●番 ●● ●●委員 退席)

○議 長

それでは、意見を求めます。意見などはありませんか。

○●番 ●● ●●委員

この改修工事は、施設の老朽化による工事ですか。

○局 長

P25 の事業目的にあるように、水管理施設や一部バルブ
等の劣化が見られることから、更新による再整備を行うも
のです。

○議 長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

他に、意見などはありませんか。

○●番 ●● ●●委員

参考にお聞きしたいのですが、この改修工事費用は受益
者が負担することになると思いますが、今回工事に参加さ
れる土地所有者はどれくらいの割合負担があるのでしょ

うか。

○事務局

今回の事業費の負担割合は、国庫が 50%、県が 27.5%、市が 10%、地元の負担として 12.5%と聞いています。

○●番 ●● ●●委員

この地元負担額の割合は、農地の集積率が現在より上がることが条件となっているようで、その数字に達成しないところの負担額でないと聞いています。

○議 長

他に何かございませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件の○○○番から○○○番の土地改良事業に参加する資格の申し出について、承認することにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の○○○番から○○○番の土地改良事業への参加する申し出について承認することに決しました。

ここで、●● ●●委員の入室を認めます。

(●● ●●委員、着席)

○議 長

●● ●●委員に報告いたします。

ただいまの議第9号の5ページの○○○番から○○○番
の土地改良事業への参加の申し出は承認されました。

以上です。

○議 長

それでは、引き続き、本件の○○○番から○○○番を除くすべての案件について、意見を求めます。意見などはありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件の○○○番から○○○番を除くすべての土地改良事業に参加する資格の申し出について、承認することにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の5ページの○○○番から○○○番を除くすべての土地改良事業への参加

する申し出について承認することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第5号から報告第9号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

9 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 9 号 諸証明書 of 交付状況について

1 件の交付です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 5 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 2 月 18 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員